



# 片山被告の虚言見抜けず

## 佐藤博史 氏 [弁護士]

4人の誤認逮捕者を出したパソコン遠隔操作事件。

インターネットを駆使する片山祐輔被告に、警察も検察も翻弄された。

公判中、一転して罪を認めた被告。裏切られた立場の主任弁護人が今の思いを語る。

### SUMMARY

#### パソコン遠隔操作事件の概要

2012年6~9月、小学校や自治体などに襲撃予告メールが送信された事件。警察は遠隔操作に気付かず男性4人を誤認逮捕。2013年2月、警察は真犯人としてIT関連会社社員の片山祐輔容疑者を逮捕した。片山被告は同年3月に起訴された後も冤罪を主張。ところが、今年5月、真犯人メールの自作自演が発覚。一転、片山被告は事件への関与を認めた。

パソコン遠隔操作事件で、片山被告は一貫して冤罪を訴え、私も声高に無実を主張してきました。しかし、事件は大転換しました。今年5月19日の夜、片山被告から電話で犯人だったと明かされたからです。弁護団は1年以上、完全にだまされていたわけです。

私は、警察・検察の捜査やマスコミの報道姿勢についても厳しく批判してきました。しかし、片山被告の冤罪主張はまったくのウソでした。

戦いは負けるべくして負けたと言うべきでしょう。ですが、負け惜しみではなく、負けてよかったと心から思っています。

同時に弁護人とは何か、改めて考えさせられました。有罪率99.9%と言われる日本で、真実無罪の弁護ができれば、それは幸運と言るべきです。です

が、現実は有罪の弁護が圧倒的に多い。片山被告が有罪でも弁護することは弁護人の当然の任務なのです。

#### 自白後も弁護を続ける

「被告に裏切られたら弁護を続けられないはずだ」と思うかもしれません。しかし、そのような気持ちは私には全く起きませんでした。自白の電話で「先生の顔に泥を塗りました。もう先生に弁護をお願いできません」と言われた時、「そんなことは問題ではない。僕は君を見捨てない」と即座に応じました。自殺を考え失踪した片山被告からの「命の電話」だったからかもしれません。



#### [弁護士]

#### 佐藤博史 氏

1948年島根県生まれ。71年東京大学法学部卒業。

74年弁護士登録。現在、新東京総合法律事務所を主宰。90年幼女殺害の足利事件で再審無罪判決を得るなど冤罪事件のエキスパートとして知られる。パソコン遠隔操作事件で主任弁護人を務める。

罪を認めることができないだけだと疑いの目で弁護を始めたのです。

しかし、公判前整理手続きを経て、第1回公判が始まる時点では、完全に無実と思い込んでしまいました。

無実とした理由はいくつもあります。最大の根拠は、警察の徹底した捜査によって、決定的証拠が得られな

かったこと。検察は662点もの証拠を提出しましたが、決定的な証拠はゼロでした。しかも、神奈川県の江の島で猫の首輪に記録媒体を付けたセロハンテープから、片山被告とは異なるDNAが検出された。検察はその事実を隠そうとしたのです。

ほかにも片山被告の無実を示すかのように思える証拠がいくつありました。検察が公判に検察官6人という異例の陣容で臨んだことも無罪の可能性があったからこそでしょう。

#### 疑わしい点は当然あった

片山被告を何度も試しても、無実に思えたこともだまされた理由です。例えば、「取り調べの録画」のデメリットについて、「録画されると、あとでウソがばれことがある」と説明しました。すると片山被告は、即座に「分かりました。それなら録画を希望します」と応じたのです。今になって「なぜだったのか」と聞くと、「考えさせてくださいと言えば、先生は私を疑ったでしょう」と話すのです。片山被告は完全に私の心を読んでいました。

私が「無実なら検察官のどんな質問にも答えられるだろう。そこで、黙秘権を放棄すると申し出でいいか」と聞くと、片山被告は「それで結構です」と答えました。「犯人なら片山被告が黙秘権を放棄するはずがない」という考えも完全に裏をかかれました。

ところが、警察・検察は取り調べの録画を拒否し、その結果、逮捕の数日後からは取り調べは実現しなかった。仮に警察・検察が、私たちの申し出をいわば逆手にとって、録画の上で片山被告を取り調べていれば、無実の主張を貫くことは難しかったと思います。実際、片山被告自身そう述べています。



5月20日、弁護士事務所を出る片山祐輔被告。前日19日夜、佐藤博史弁護士に電話して「自分が犯人です」と明かした

振り返ってみると、当然のことながら、疑わしい点もありました。細部では片山被告が説明に窮することもあった。例えば、江の島で猫に首輪が付けられた時間帯に監視カメラに片山被告が映っていた問題。片山被告の説明はいかにも苦しいものでした。

私が「無実なら検察官のどんな質問にも答えられるだろう。そこで、黙秘権を放棄すると申し出でいいか」と聞くと、片山被告には「デジタルデータから無実の証拠が見つかるはずがないこと」が最初から分かっていた。ですから、無実の証拠探しに対して片山被告の態度は明らかに熱心ではありませんでした。

片山被告を自白に追い込んだのは、公判中に届くようにスマートフォンで予約送信した真犯人メールでした。ところがスマホを河川敷に埋めるところを警察官に目撃されていました。インターネットの仮想の世界では自由に振る舞えるのに、リアルの世界では警

察にシッポをつかまれた。リアルの世界での片山被告の感覚は時に大きくなっている。そのことも今回の事件の特徴です。

片山被告が犯人と認めたことで、裁判は一変しました。弁護課題も変わりました。新たな課題は、これまで隠されてきた真実を片山被告自身の口から明らかにすることと、仮面を脱ぎ「悪魔」の素顔をさらした片山被告の「心の闇」を徹底的に解明することです。そして、これを今後の教訓としなければなりません。

一方でサイバー犯罪に関する捜査能力がおぼつかないことも明らかになりました。4人を誤認逮捕しただけでなく、うち2人に虚偽の自白をさせたのはなぜだったのか。これについても答えは得られていません。結局、片山被告を追い詰めたのは、サイバー捜査ではなく、伝統的な尾行だった。サイバー犯罪捜査の能力をもっと高める必要があります。

見せしめとして片山被告を重罰に処すべきだという考え方もあるでしょう。しかし、欧米には犯罪者を捜査に協力させ将来に役立てるという考え方があります。また、米国企業では「最強のハッカー」を味方に取り込むことは、今やごく当たり前の防衛方策です。

今回の事件でも、片山被告を私たちの世界から放逐するのではなく、私たちの世界に取り込むことを真剣に考えるべきです。片山被告のIT(情報技術)能力を反社会的勢力が活用するようなことは絶対に阻止しなければならない。

片山被告を立ち直らせるのも弁護人の任務です。犯罪者に徹底的に寄り添う弁護人が、私たちの社会にとって必要な職業であることを理解していただければと思います。